



島根県報

平成23年8月1日（月）

号外 第 152 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

松江市の人口

（市 町 村 課） 2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

2

告 示**島根県告示第539号**

平成23年 8 月 1 日から八東郡東出雲町を廃し、その区域を松江市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により松江市の人口を次のとおり告示する。

平成23年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市 207,682人

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第61号**

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第23号）が施行されたことによる地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数又は 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年 8 月 1 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 | 11,841 |
| 2 地方自治法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,338 |
| 3 地方自治法第80条第 1 項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 仁多選挙区 | 4,136 |
| 簸川選挙区 | 7,452 |
| 邑智選挙区 | 6,134 |
| 鹿足選挙区 | 4,433 |
| 隠岐選挙区 | 6,209 |
| 松江選挙区 | 55,878 |
| 浜田選挙区 | 16,444 |
| 出雲選挙区 | 39,312 |
| 益田選挙区 | 13,963 |
| 大田選挙区 | 10,918 |
| 安来選挙区 | 11,680 |
| 江津選挙区 | 7,232 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13,556 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その | |

総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

165,338